

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

平成二十一年度における地籍調査に関する事業計画

(水 産 課) 三八三^{ペー}

(環境生活政策課) 三八五

(都 市 政 策 課) 三八六

告 示

岐阜県告示第三百七十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十一年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

第 二 千 五 十 二 号
平 成 二 十 一 年 六 月 二 日

(火曜日)

漁業権者の 名称及び住 所	根尾川筋漁 業協同組合 本巢市山口 八七七番地	漁業権の 免許番号	内共第七 号	変 更 の 内 容	釣 り 専 用 区 の 期 間 の 変 更	期 間	漁具・漁法	遊漁規則 施行の日
区域	根尾川右岸掛 川地区 妙連川本巢山 口地区 赤石堰計上流 端地区	根尾川右岸掛 川地区 三谷川右岸掛 川地区 三谷川左岸掛 川地区 三谷川右岸掛 川地区 三谷川左岸掛 川地区	根尾川右岸掛 川地区 三谷川右岸掛 川地区 三谷川左岸掛 川地区 三谷川右岸掛 川地区 三谷川左岸掛 川地区	組合が定 めて公表 する日か ら九月二 十日まで	あゆの友釣 ・雑魚釣、 毛針釣	平成 三・五・一八		

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日
に
当
た
る
と
き
は
翌
日)

平 成 二 十 一 年 六 月 二 日

<p>郡上漁業協 同組合 郡上市八幡 町有坂一二 三八番地</p>			<p>美山漁業協 同組合 山県市谷合 地の一三五 八番</p>			<p>内共第十 六号</p>			<p>内共第十 九号 第十一号</p>		
<p>十メートルから神坂 ポンプ小屋まで</p>			<p>根尾川の板所吊橋か ら上流淡墨橋下流端 までと東谷の市場橋 下流端まで</p>			<p>根尾川の神所橋上流 端から大井堰堤まで</p>			<p>禁止区域の変更</p>		
<p>(解除)</p>			<p>市島大洞谷川の旭用水堰堤上流百五十メートル 地点から上流全域</p>			<p>(新設)</p>			<p>支派谷川の本川及び 犬啼谷川全域</p>		
<p>区域</p>			<p>区域</p>			<p>区域</p>			<p>区域</p>		
<p>魚種</p>			<p>全魚種</p>			<p>魚種</p>			<p>魚種</p>		
<p>期間</p>			<p>一月一日 から十二 月三十一 日まで</p>			<p>期間</p>			<p>期間</p>		
<p>漁具・漁法</p>			<p>漁具・漁法</p>			<p>漁具・漁法</p>			<p>漁具・漁法</p>		
<p>平成 三・五 一六</p>			<p>平成 三・五 一六</p>			<p>平成 三・五 一六</p>			<p>平成 三・五 一六</p>		
<p>恵那漁業協 同組合 中津川市 津川三〇 七番町</p>											
<p>内共第二 十六号</p>			<p>内共第七 号</p>			<p>内共第八 号</p>			<p>内共第九 号</p>		
<p>武儀川支流神崎川の 片原キャンプ場つり 橋から下流瀨見橋 までの間</p>			<p>一釣り専用区の変更</p>			<p>(解除)</p>			<p>中津川の桃山橋下え ん堤から上流の区域</p>		
<p>区域</p>			<p>区域</p>			<p>区域</p>			<p>区域</p>		
<p>魚種</p>			<p>魚種</p>			<p>魚種</p>			<p>魚種</p>		
<p>期間</p>			<p>一月一日 から十二 月三十一 日まで</p>			<p>期間</p>			<p>期間</p>		
<p>漁具・漁法</p>			<p>漁具・漁法</p>			<p>漁具・漁法</p>			<p>漁具・漁法</p>		
<p>平成 三・五 一六</p>			<p>平成 三・五 一六</p>			<p>平成 三・五 一六</p>			<p>平成 三・五 一六</p>		
<p>七十歳以上の 者 心身障害者 (身体障害者 手帳又は療育 者)</p>			<p>あゆ あゆ あゆ</p>			<p>あゆ あゆ あゆ</p>			<p>あゆ あゆ あゆ</p>		
<p>あゆ あゆ あゆ</p>			<p>あゆ あゆ あゆ</p>			<p>あゆ あゆ あゆ</p>			<p>あゆ あゆ あゆ</p>		
<p>年八、五〇〇円</p>			<p>年一、六五〇〇円</p>			<p>年一、九〇〇円</p>			<p>年二、八四〇〇円</p>		
<p>年一、七〇〇円</p>			<p>年一、三〇〇円</p>			<p>年一、三〇〇円</p>			<p>年一、三〇〇円</p>		
<p>平成 三・一 一</p>			<p>平成 三・一 一</p>			<p>平成 三・一 一</p>			<p>平成 三・一 一</p>		

高原川漁業	瑞浪市土岐 協同組合 土岐川漁業	和良川漁業 協同組合 郡上市和良 町沢九七 番地の一	飛騨川漁業 協同組合 加茂郡白川 町八幡六 九番地	内共第四	内共第三 十七号	内共第三 十六号	内共第三 十号	手帳所持者)	四 現場加算料の額の変更	あゆ	魚種	額	三、〇〇〇円	平成 三・五・六
一 遊漁料の額の変更	わかさぎ 魚種 一月一日から十二月三十一日	遊漁期間の変更	あゆ	魚種	漁具・漁法	額	三、〇〇〇円	七十五歳以上の者 心身障害者(身体 障害者)又は身体 障害者手帳又は療 育手帳所持者)	二 減免対象者の遊漁料の額の変更	あゆ	魚種	額	三、〇〇〇円	平成 三・五・六
	魚種	あゆ	魚種	漁具・漁法	額	三、〇〇〇円	三 現場加算料の額の変更	七十五歳以上の者 心身障害者(身体 障害者)又は身体 障害者手帳又は療 育手帳所持者)	あゆ	魚種	額	三、〇〇〇円	平成 三・五・六	
	魚種	あゆ	魚種	漁具・漁法	額	三、〇〇〇円	一 遊漁料の額の変更	あゆ	魚種	漁具・漁法	額	三、〇〇〇円	平成 三・五・六	
	魚種	あゆ	魚種	漁具・漁法	額	三、〇〇〇円	二 減免対象者の遊漁料の額の変更	あゆ	魚種	漁具・漁法	額	三、〇〇〇円	平成 三・五・六	
	魚種	あゆ	魚種	漁具・漁法	額	三、〇〇〇円	三 現場加算料の額の変更	あゆ	魚種	漁具・漁法	額	三、〇〇〇円	平成 三・五・六	
	魚種	あゆ	魚種	漁具・漁法	額	三、〇〇〇円	四 現場加算料の額の変更	あゆ	魚種	漁具・漁法	額	三、〇〇〇円	平成 三・五・六	

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年五月一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人元気きそがわ

三 代表者の氏名 名和 秀司

四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡笠松町下本町八十二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、木曾川流域をフィールドとして、川を活

公 示

協同組合 飛騨市神岡 町二番地 三番地 三川 宮川下流 業協同組合 飛騨市宮川 町一四 番地 五 富山漁業協 同組合 富山県富山 市丸の内一 丁目六番地 丁目六番地	十一号	魚種	漁具・漁法	額	三・六・一			
あゆ	魚種	額	二、〇〇〇円	三 現場加算料の額の変更	あゆ	魚種	額	二、〇〇〇円
あゆ	魚種	額	二、〇〇〇円	二 減免対象者の遊漁料の額の変更	あゆ	魚種	額	二、〇〇〇円
あゆ	魚種	額	二、〇〇〇円	一 遊漁料の額の変更	あゆ	魚種	額	二、〇〇〇円

白川村	御嵩町	東白川村	白川町	八百津町	富加町
大野郡白川村長瀬、飯島、芦倉及び荻町の一部	可児郡御嵩町宿及び伏見の一部	加茂郡東白川村神土及び越原の一部	加茂郡白川町赤河、切井及び河岐の一部	加茂郡八百津町潮見の一部	加茂郡富加町滝田及び羽生の一部
同	同	同	同	同	同

平成二十一年六月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社